

別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類		高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)								商業施設及び宿泊施設等への 充電設備設置事業(目的地充電)						マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)															
		高速道路SA・PA等 特別な仕様に基づく工事		高速道路SA・PA等 特別な仕様 に基づかない工事		道の駅		空白地域		経路充電の要件にも合致する施設						分譲・賃貸マンション等				従業員駐車場、社有車駐車場											
設置場所の例		急速 (90kW 以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (90kW 以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (10kW以上 50kW未満)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (10kW以上 50kW未満)	急速 (90kW 以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・コン セントスタンド	普通・コン セントスタンド	コンセント		普通・コン セントスタンド	普通・コン セントスタンド	コンセント		普通・コン セントスタンド	普通・コン セントスタンド	コンセント								
対象となる充電設備		平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式							
駐車形態																															
充電設備設置パターン		新規設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		追加設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		入替設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
充電設備の補助率		定額(1/1以内)		定額(1/1以内)		定額(1/1以内)		定額(1/1以内)		1/2以内						1/2以内				1/2(2/3 ^{*1})以内											
補助対象となる工事区分及び工事項目		説明		工事の補助率		定額(1/1以内)		定額(1/1以内)		定額(1/1以内)						定額(1/1以内)				定額(1/1以内)											
(1) 充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額																														
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	15	50		50	15	50		50	15	50		50								
	イ.本体搬入費 ()は、離島 ^{*2} の場合	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	3(8)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)			1(4)	1(4)										
② 電気配線工事費		130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	65	120	65	120	65	120	65	120	55	120	55	120								
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、経路充電で急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に限る	435																													
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95																				
(1)小計		693	258	258	258	258	258	258	258	258	258	84	174	65	170	84	174	65	170	74	174	55	170								
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額																														
	案内板	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額																														
① 充電スペースのライン引き		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5					5				5											
② 路面表示		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15					15				15											
③ 屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30					30															
④ 小屋		45	45	45	45	45	45	45	45	45	45					45															
⑤ 充電設備防護用部材		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	20	8	20	8	20	8	20	8												
⑥ 電灯		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5		5		5		5		5										
(3)小計		78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	20	13	20	78	20	13	20	33	0	5	0									
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額																														
① 雑材・消耗品費、養生費		20	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3								
② レイアウト検討・図面作成費	図面作成費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10								
	レイアウト検討	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	20	10	20	10	20	10	20	45 ^{*4}	55	45 ^{*4}	55	45 ^{*4}	55	5	15	5	15	5	15
	電力会社立会・協議費 ^{*3}	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5																				
③ 安全誘導員費		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10	10	3	3	3	3								
④ 停電回避費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置																														
⑤ 充電スペース造成費	経路充電及び基礎充電の内既設分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50					30		30													
⑥ (1)~(3)の工事でかかったその他 労務費	現場監督費、世話役等の労務費	25	17	17	17	17	17	17	17	17	17	8	8	8	8	8	8	8	8	5	5	5	5								
(4)小計		135	112	112	112	112	112	112	112	112	112	43	43	43	43	108	78	108	78	26	26	26	26								
補助金交付上限額		3500 ^{*5}	2850 ^{*5}	600	300	300	216	300	216	300	300	216	90	103	55	101	164	165	113	163	45	68	29	66							

*1 社有車駐車場への設置で、センターが別に定めた条件を満たす場合のみ補助率2/3以内とする。
 *2 離島とは、国土交通省が定める、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の5島を除く島をいう。
 *3 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。
 *4 既設分譲マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築の分譲マンション等、賃貸マンション等においては、10万円を上限とする。
 *5 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置をした場合に適用する工事全体の上限額を示す。

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

(※) 補助交付上限額は、以下の申請内容により算出した場合の額となっています。(*5を除く)

全事業	(1) ①イ.運搬費	通常 離島	離島での申請の場合
全事業	(3) ③ 屋根 ④ 小屋		④小屋での申請の場合
マンション等	(4) ②レイアウト検討費	...	既存分譲マンションでの申請の場合